別表六の二（二十）　雇用者給与等支給額が増加した場合又は給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

雇用者給与等支給額の合計額 （各連結法人の別表六の二（二十）付表二「1」の合計）		1	円	
基準雇用者給与等支給額の合計額 （各連結法人の別表六の二（二十）付表一「4」の合計）		2		
調整前雇用者給与等支給増加額 (1)－(2) （マイナスの場合は0）		3		
増加促進割合 $\frac{(3)}{(2)}$		4		
比較雇用者給与等支給額の合計額 （各連結法人の別表六の二（二十）付表一「8」の合計）		5	円	
平均給与等支給額 （別表六の二（二十）付表一「14の①」）		6		
比較平均給与等支給額 （別表六の二（二十）付表一「14の②」）		7		
平均給与等支給増加額 (6)－(7) （マイナスの場合は0）		8		
平均給与等支給増加割合 $\frac{(8)}{(7)}$		9		
継続雇用者給与等支給額に係る計算	継続雇用者給与等支給額の合計額 （各連結法人の別表六の二（二十）付表一「19の①」の合計）	10	円	
	継続雇用者比較給与等支給額の合計額 （各連結法人の（別表六の二（二十）付表一「19の②」又は「19の③」）の合計）	11		
	継続雇用者給与等支給増加額 (10)－(11) （マイナスの場合は0）	12		
	継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(12)}{(11)}$ （(11)＝0の場合は0）	13		
国内設備投資に係る計算	国内設備投資額の合計額 （各連結法人の別表六の二（二十）付表一「20」の合計）	14	円	
	当期償却費総額の合計額 （各連結法人の別表六の二（二十）付表一「23」の合計）	15		
	当期償却費総額の合計額の90％相当額 (15)×$\frac{90}{100}$	16		
教育訓練費増加割合の計算	教育訓練費の額の合計額 （各連結法人の別表六の二（二十）付表一「24」の合計）	17		
	比較教育訓練費の額の合計額 （各連結法人の別表六の二（二十）付表一「29」の合計）	18		
	教育訓練費増加額 (17)－(18) （マイナスの場合は0）	19		
	教育訓練費増加割合 $\frac{(19)}{(18)}$ （(18)＝0の場合は0）	20		

法人税額の特別控除額の計算	調整前連結税額 （別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）		21	円
	連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の場合	個別給与控除額の合計額 （各連結法人の別表六の二（二十）付表二「24」の合計）	22	
		雇用者給与等支給増加額 (3)－(22) （マイナスの場合は0）	23	
		調整前税額控除限度額 (23)×$\frac{10}{100}$ ((6)≦(7)の場合は0）	24	
		税額控除加算基準額 （((1)－(5))と(23)のうち少ない金額）	25	
		連結中間親法人が法人以外の場合 税額控除加算額 (25)×$\frac{2}{100}$	26	
		連結中間親法人が法人以外の場合 税額控除限度額 (24)＋(26) ((1)＜(5)の場合又は(9)＜0.02若しくは(7)＝0の場合は0）	27	
		連結親法人が中間法人の場合 税額控除加算額 (25)×$\frac{12}{100}$ ((9)＜0.02又は(7)＝0の場合は0）	28	
		連結親法人が中間法人の場合 税額控除限度額 (24)＋(28) ((1)＜(5)の場合は0）	29	
		当期税額基準額 (21)×$\frac{10又は20}{100}$	30	
		当期税額控除可能額 （((27)又は(29))と(30)のうち少ない金額）	31	
	連結親法人事業年度が平成30年4月1日以後に開始する連結事業年度の場合	個別給与控除額の合計額 （各連結法人の別表六の二（二十）付表二「38」の合計）	32	
		雇用者給与等支給増加額 (1)－(5)－(32) （マイナスの場合は0）	33	
		税額控除限度額 (20)≧20％又は(17)＝(19)＞0の場合 (33)×$\frac{20}{100}$ ((13)＜0.03又は(14)＜(16)の場合は0）	34	
		税額控除限度額 同上以外の場合 (33)×$\frac{15}{100}$ ((13)＜0.03又は(14)＜(16)の場合は0）	35	
		当期税額基準額 (21)×$\frac{20}{100}$	36	
		当期税額控除可能額 （((34)又は(35))と(36)のうち少ない金額）	37	
	当期税額控除可能額 (31)又は(37)		38	
	調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十五）「7の㉒」）		39	
	法人税額の特別控除額 (38)－(39)		40	

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）